

BEPS・コロナ禍の中での タックスプランニング

EY税理士法人会長 角田伸広

2021年1月23日

1. BEPSによる税収争奪戦

- BEPSとは？
- デジタル課税

2. コロナ禍での税収争奪戦

- グローバルでの損失
- 各国での損失否認リスク

3. タックスプランニング

- 税コスト削減
- 税務ガバナンス

BEPSとは？

BEPS: Base Erosion and Profit Shifting

- 多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行う問題。
- BEPSプロジェクト
公平な競争条件 (Level Playing Field) の確保
国際課税ルール全体の見直し
世界経済と企業行動の実態に即したグローバル企業の透明性向上

背景

- グローバルな経済活動へのローカルな課税による課税の空白
- 電子商取引等によるグローバルなビジネスモデルの構造変化
- リーマンショック後の財政悪化と国民負担増加による多国籍企業への批判

BEPSプロジェクト報告と税制改正

(1) 電子経済の発展への対応

行動1 電子経済の課税上の課題への対応

→ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化

→ 27年度改正で対応済
租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動3 外国子会社合算税制の強化

→ 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限

→ 24年度に導入した過大支払利子税制について見直し(令和元年度改正)

行動5 有害税制への対応

→ 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

行動6 条約濫用の防止

→ 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避

→ 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)
租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致

→ 特に無形資産の取扱いについて見直し(令和元年度改正)

(4) 透明性の向上

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示

→ 法改正の可否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度(移転価格税制に係る文書化)

→ 28年度改正で対応済み

(5) 法的安定性の向上

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築

→ 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

行動15 多数国間協定の開発

→ 参加(31年1月に発効)

出典: 第72回租税研究大会「国際課税を巡る現状と課題」財務省資料

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題

① 国際課税原則の現代化の必要性

「PEなければ課税なし」

国内に外国企業の支店・工場等の物理的拠点（PE: Permanent Establishment）がある場合にのみ、その外国企業の事業所得に課税することができる。

→ 経済のデジタル化の進展により、市場国にPEを置かずにビジネスを行う企業が出現。市場国で課税が行えない事例が顕在化。

「独立企業原則」に基づく利益配分ルール

多国籍企業グループ内部の国際取引では、その取引価格について、独立した企業同士であれば成立したであろう「通常の価格（独立企業間価格）」で取引が行われたものとみなして各グループ企業の所得を計算する（多国籍企業の利益を各国間で配分するルールとして機能）。

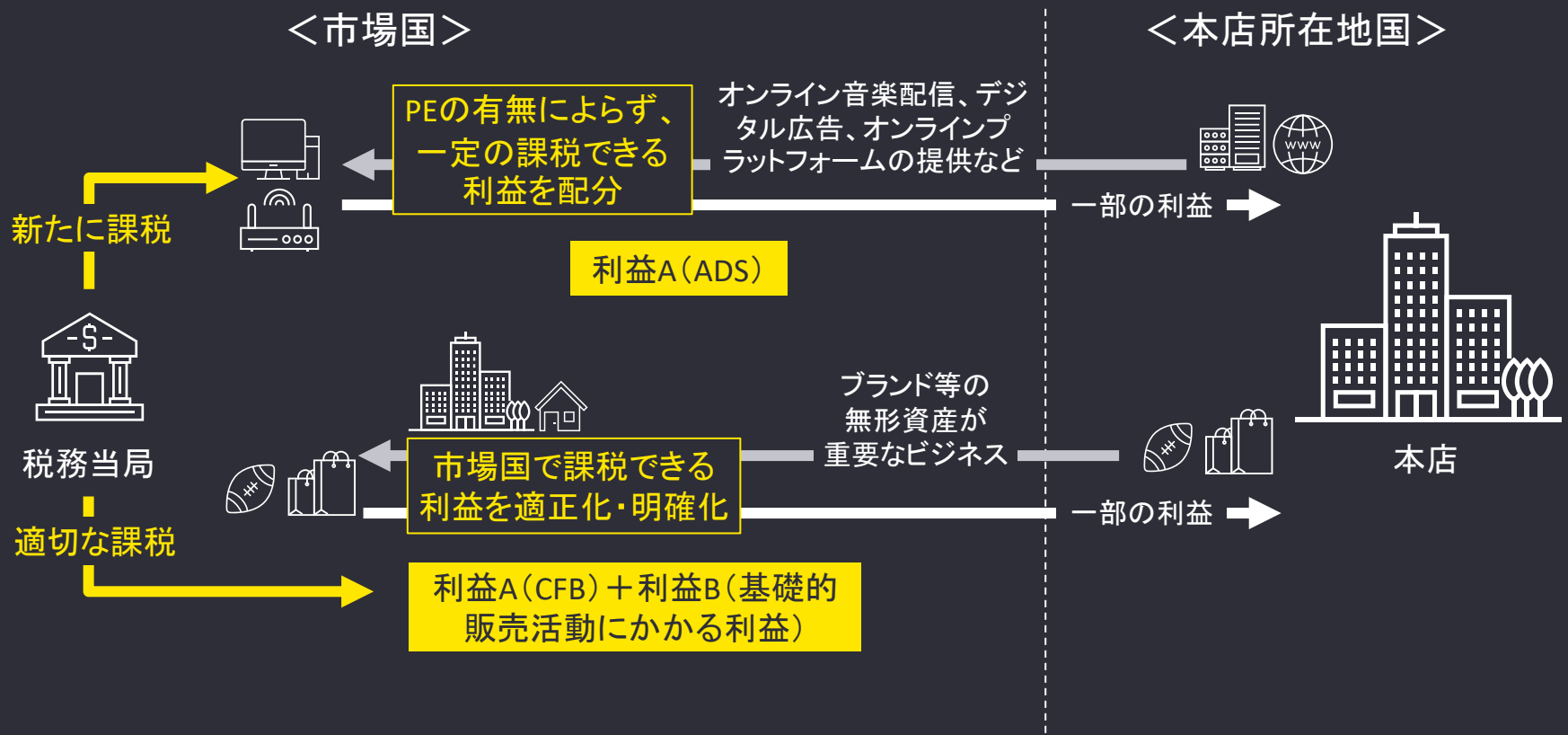
→ 経済のデジタル化の進展により、多国籍企業が国境をまたいで行うグループ内における取引（無形資産取引を含む）を増大させており、独立企業間価格の算定が困難となっている。

② 軽課税国へのBEPSリスクの増大

→ 経済のデジタル化の進展により、ビジネスにとって無形資産の重要性が増大。関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転することが容易になっている。

デジタル課税(第1の柱)

市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分



デジタル課税 第1の柱 – 利益Aの対象となるADS/CFB事業の範囲

Automated digital services (“ADS”)

ポジティブリスト【例示】もしくは

- ▶ オンライン広告サービス
- ▶ ユーザーデータの販売譲渡
- ▶ オンライン・サーチエンジン
- ▶ ソーシャルメディアプラットフォーム
- ▶ オンライン仲介業のプラットフォーム
- ▶ デジタルコンテンツサービス
- ▶ オンライン・ゲーム
- ▶ 標準化されたオンライン教育サービス
- ▶ クラウドコンピューティングサービス

定義

- ▶ 自動化、かつ
- ▶ デジタル化

ADSからネガティブリスト

- ▶ カスタマイズされた専門サービス
- ▶ カスタマイズされたオンライン教育サービス
- ▶ ADS以外の財サービスのオンライン販売
- ▶ IoTに関する財の販売
- ▶ インターネットアクセスプロバイダー

Consumer –facing businesses (“CFB”)

消費者向けビジネス

- ▶ 一般的に消費者向け（直接もしくは間接）に、財サービスを販売やライセンス、もしくは財サービスの供給時に無形資産を利用する事業
- ▶ 製薬：『製薬全体が対象』VS『OTCのみが対象』
- ▶ フランチャイズ
- ▶ ライセンス
- ▶ 消費者と商用の共用財サービス
- ▶ 消費者向の中間財・部材

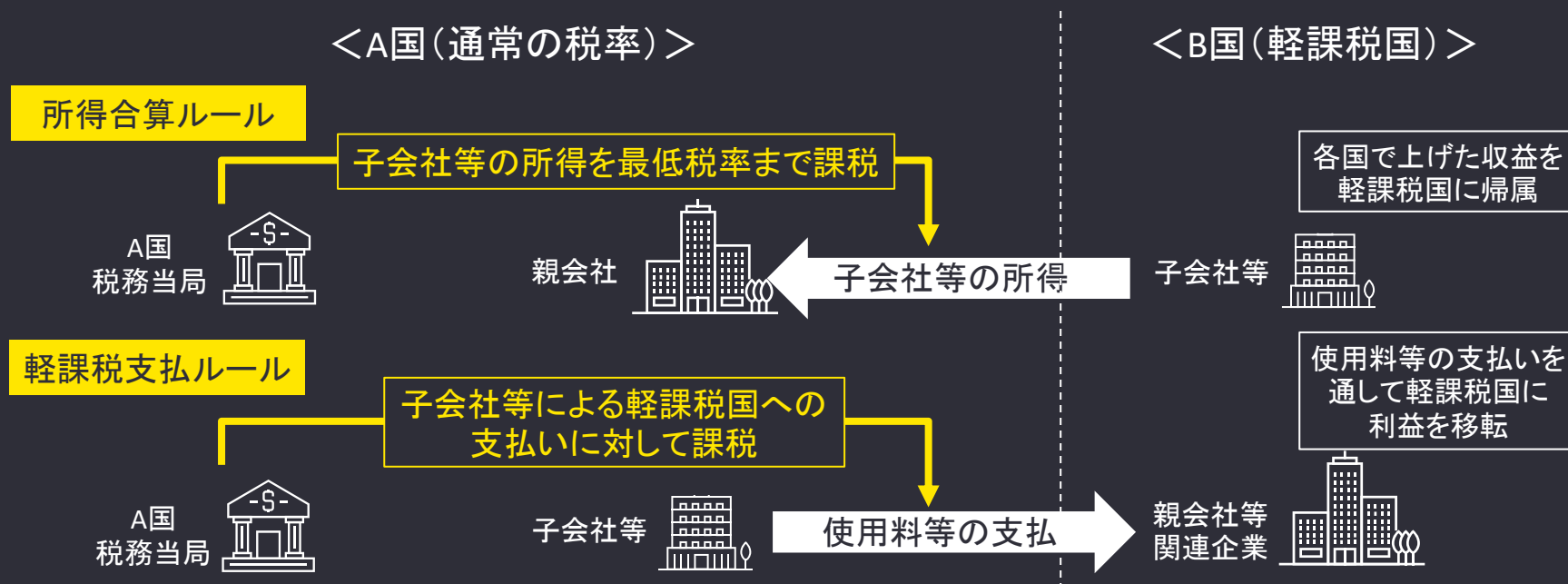
CFBから除外された事業

- ▶ 天然資源：炭化水素エネルギー、鉱山採掘、再生可能エネルギー
- ▶ 金融機関：銀行業、保険業、アセットマネジメント業
- ▶ インフラ：電力、ガス、水道、電話、鉄道、高速道路、港湾、空港、公共交通機関
- ▶ 建設業
- ▶ 国際航空運輸・船舶

デジタル課税(第2の柱)

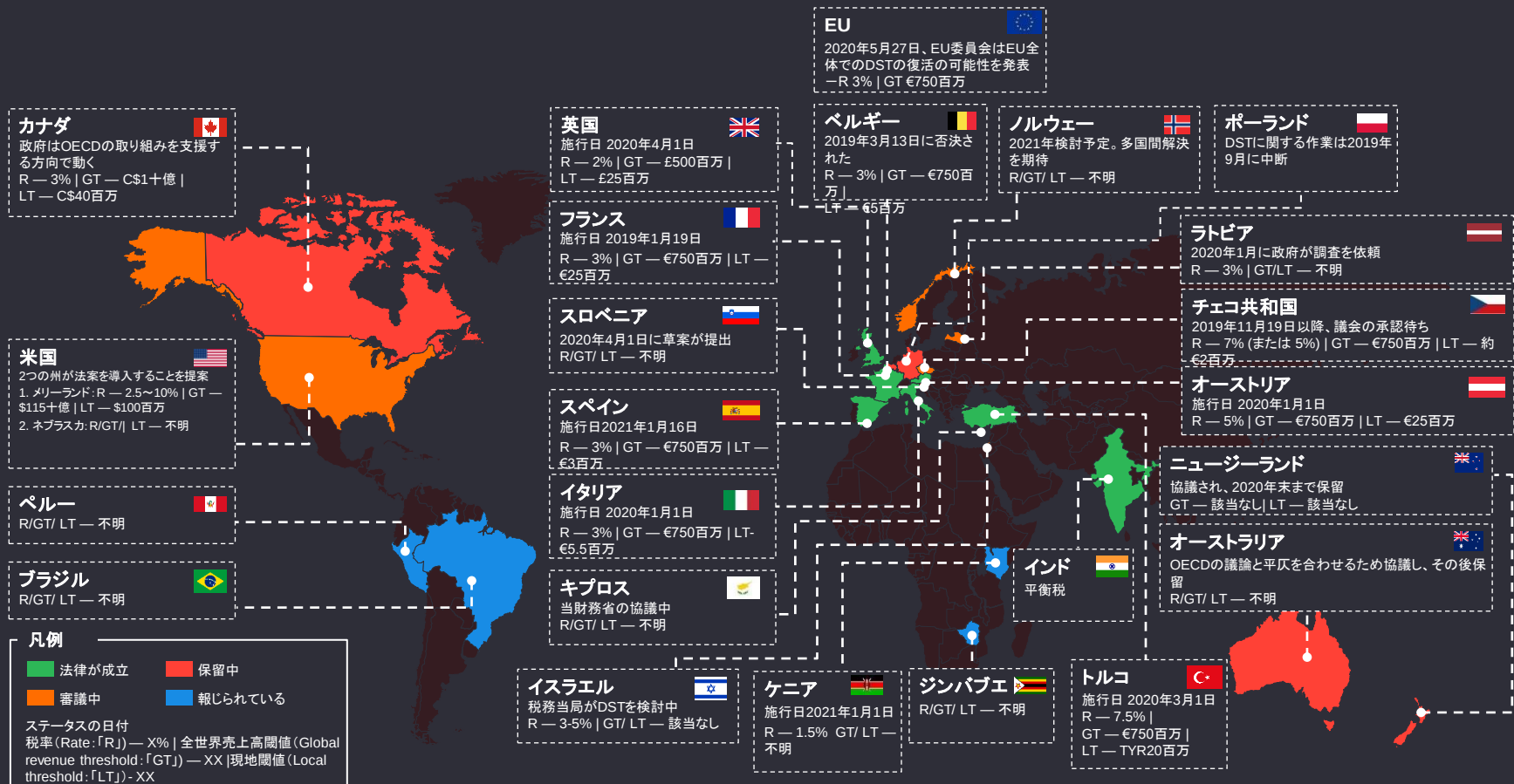
最低限の法人税負担

- (1) 所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)
軽課税国にある子会社等へ帰属する所得を最低税率まで親会社の国で課税
- (2) 軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payment Rule)
軽課税国への支払いを行っている子会社に対し、支払会社の国で課税



出典: 税制調査会(令和2年10月22日)

DSTに関する世界最近動向



注: 上の図は世界におけるDSTに係る法律のハイレベルな概要として使用することを目的としている。法律文(GT/LT/国内ユーザー/対象範囲内の活動の定義など)は国地域によって異なるため、各国地域の規則をさらに分析する必要がある。出典: Portal one とその他のソース

COVID-19による損失

想定されるビジネスへの影響

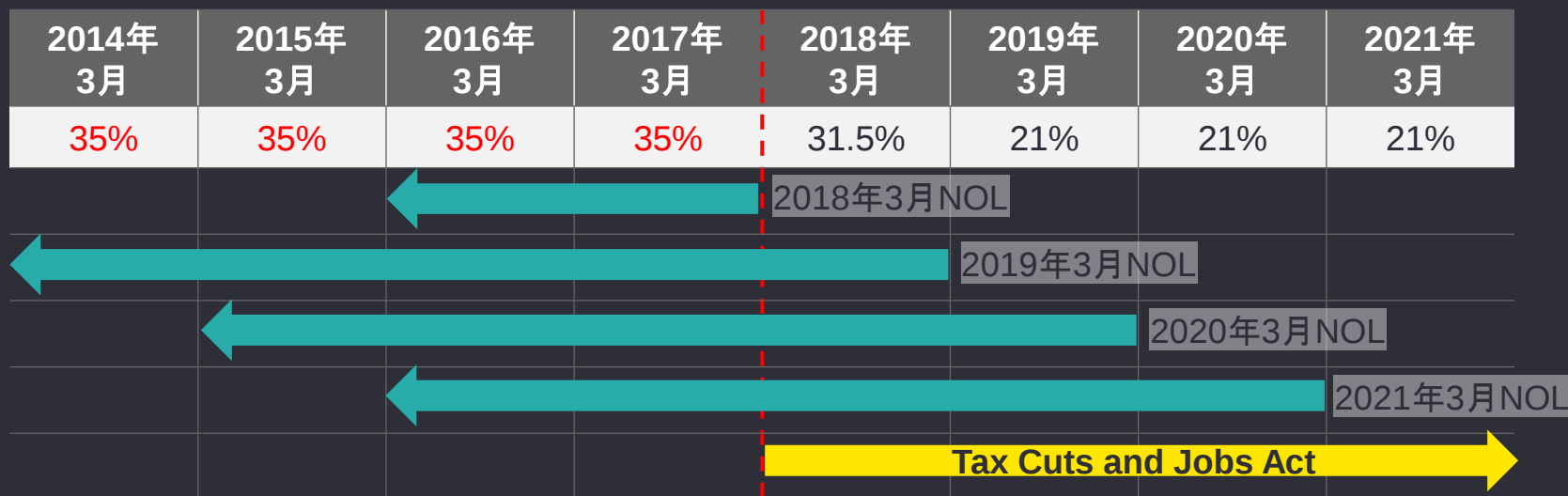
	製造子会社の例	販売子会社の例
	親会社 (日本) ↓ 子会社 (米国) - 製造技術 - ノウハウ - 部材 - パーツ - サポート - サービス等	親会社 (日本) ↓ 子会社 (米国) - 完成品 - 営業支援 - サービス等
• 大幅な売上減・返品	☑	☑
• 製造停止による固定費、製造原価の増加	☑	☐
• 過剰在庫による廃棄損、在庫維持費の増加	☑	☑
• 治療休暇、家族休暇など政策による費用の増加	☑	☑
• その他想定外の販売管理費が急増し、短期的にコスト削減ができない	☑	☑
• 売上減とコスト増により、ターゲット利益率(レンジ)を達成できない、損失に至る可能性がある	☑	☑

移転価格ポジションに関わる不確実性が高まり、納税者から当局に問題解決の提案を行う必要がある

CARES Act による損失の35%繰戻還付

3月決算での損失の35%繰戻還付

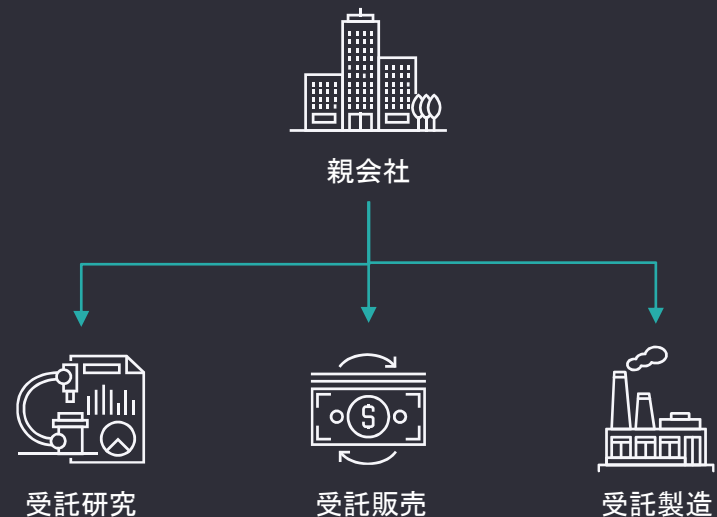
- ▶ 2018年3月期の損失は2年間繰戻還付
- ▶ 2019年、2020年、2021年3月期の損失は5年間繰戻還付



想定外の販売低迷等による損失の否認リスク

販売量低減、販売価格低下及び過剰在庫等の損失負担

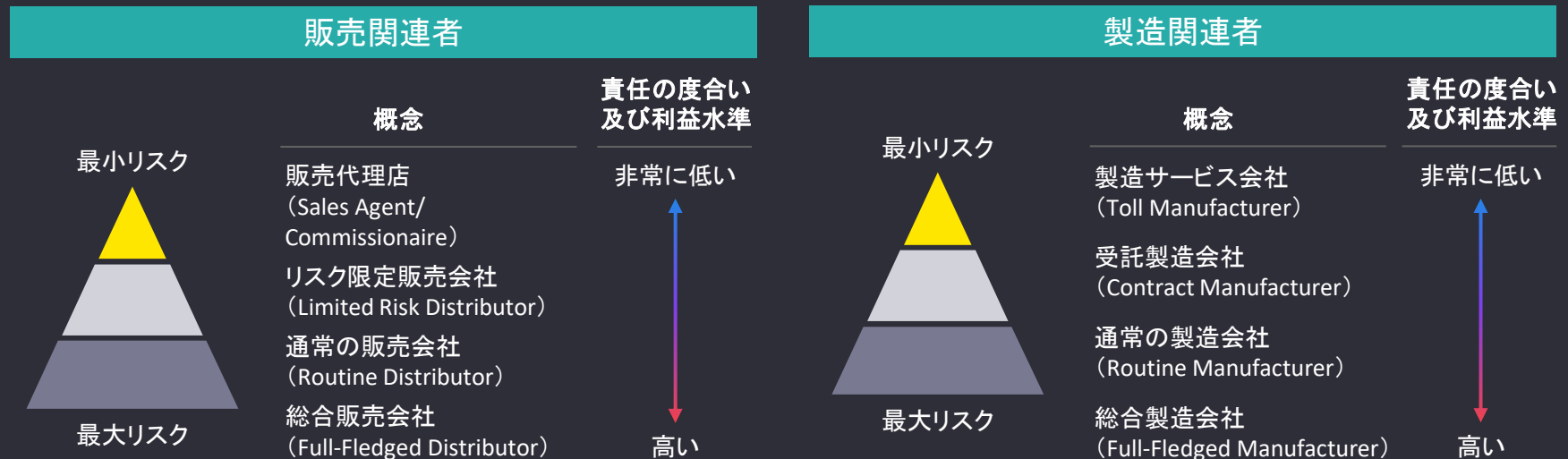
- 多国籍企業グループの損失は親会社が負担するのか？
- 受託製造・受託販売・受託研究子会社での損失計上は認容されるのか？
- 想定外の販売量低減、販売価格低下及び過剰在庫による損失の帰属



固定報酬か？損失負担か？

COVID-19の影響による損失の否認リスク

- 子会社が果たす機能、資産及びリスクに応じて、子会社での損失計上が可能か移転価格上の検討が必要



中国国家税务总局(STA)による損失の否認リスク

- 国家税务总局公告2017年第6号「特別納税調査調整及び相互協議プロセスに関する管理弁法」第二十八条
 - 製造活動、企業グループの製品卸売、受託研究開発に特化する外資系企業の中国子会社は、中国移転価格税制上、原則として合理的な利益水準を維持しなければならない
 - 当該規定は、2008年のリーマンショック後に公布された規定であり、バリューチェーン全体が損失であったとしても、外資系企業の中国子会社が市場に関わる機能を果たしていない場合、中国企業に市場要因に係る損失負担を認めない見解を示したもの
 - COVID-19に対しても同様に、市場に関わる機能を果たしていない場合、中国子会社の損失は認められず、したがって、グループ全体の損失配分を中国子会社に負担させることは困難である可能性

米国及び中国のCOVID-19に関連する最新状況

COVID-19後の税務行政と損失対応

COVID-19への救済措置の財源確保の要請

- ▶ 我が国での救済措置や米国のCARES Act等により、財政赤字深刻化
- ▶ 各国で財源確保のための多国籍企業に対する税源争奪の激化（米仏のデジタル課税を巡る議論）

COVID-19によるグローバルな損失への対応

- ▶ 移転価格問題が超過利益の配分から超過損失の配分へ
- ▶ TNMMの限界と利益（損失）分割法への移行の可能性
- ▶ 米国での損失のCARES Actによる税還付と移転価格リスク回避対応
- ▶ 米国での移転価格調査によるCPM課税を回避するためのAPAの活用
- ▶ 中国V字回復による中国の課税強化への対策（2008年以降のトレンドに類似）
- ▶ グローバルサプライチェーンにおけるシステムロスの各国への配分（V字回復の中国への利益配分との調整）

COVID-19の影響を踏まえた移転価格対応 日本企業の対応方法

日系企業が対処すべき課題

米国における損失 計上の問題

- ▶ 機能に応じて稼得してきた利益水準に比して、COVID-19で被る損失が過大となる場合、当該損失計上が認められない可能性
- ▶ 移転価格上の検討をせず、CARES Actの5年繰戻還付申請を行った場合、事後の移転価格調査でIRSから否認されるリスク

中国における利益 計上の問題

- ▶ TNMMに基づく利益率レンジの中位値以上の利益水準を維持
- ▶ COVID-19後のV字回復で、ベンチマーク分析の利益率レンジが上昇
- ▶ COVID-19の影響により、グループ全体でシステムロス
- ▶ 中国で片側検証のTNMMで高めの利益を先取り、他国で損失配分を引き受ける場合、対象国間でバランス調整
- ▶ 国別報告書で国別の利益配分状況は各国税務当局から把握

COVID-19の影響を踏まえた移転価格対応

日本企業の対応方法

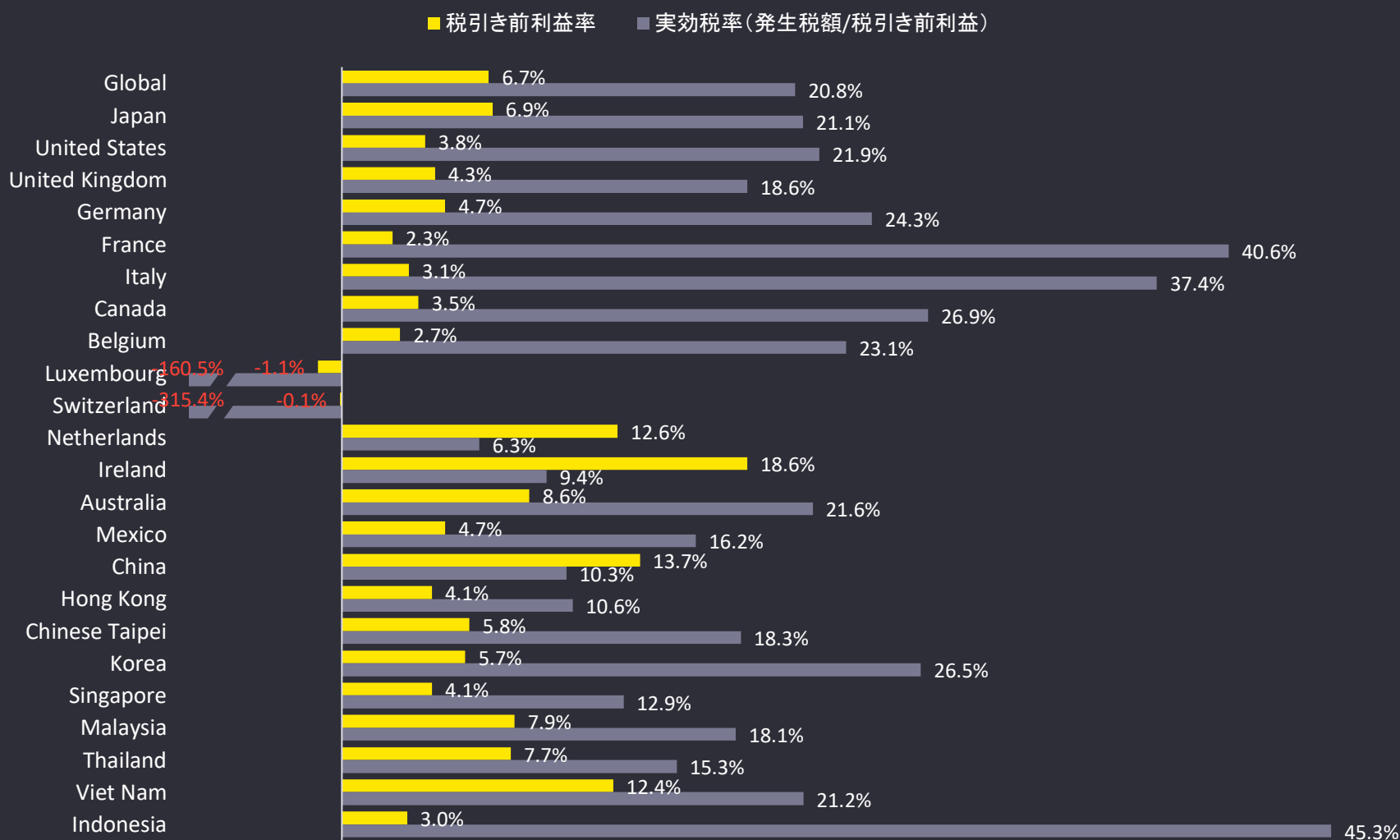
日系企業が対処すべき課題

グローバルな損益 配分上の課題

- ▶ 利益配分の要因：無形資産による超過利益、ロケーションセービング、マーケットプレミアム等
- ▶ 損失配分の要因：減価償却費、人件費等の固定費、在庫評価損等の異常費用等
- ▶ 特に、リスク限定的な製造・販売機能の子会社として、TNMMで低めの利益による移転価格運用を行ってきた一方で、今次COVID-19に伴い固定費・異常費用で損失が過大となる場合には、利益配分と損失配分でアンバランスが生じる可能性
- ▶ 中国のV字回復を背景としたTNMMによる利益先取りと他国での損失配分の引受けの調整・折合い

- ▶ COVID-19によるグローバルな損失配分状況を国別報告書において報告する際
- ▶ これまでの米国及び中国における利益配分の状況との整合性を図る必要
- ▶ 過大な損失配分は移転価格課税で否認を受ける可能性
- ▶ 特に、日本・米国・中国の三カ国が連鎖的にサプライチェーン、日本及び米国の税務当局から適正な損失配分を求められる可能性があり、グローバルな移転価格ガバナンスをより強化する必要がある

日本企業の相互協議相手国における税引前利益率・実効税率



※「OECD.Stat」上、チェコ、フィンランド、スペイン、ハンガリー、スロバキア、インドについては記載されていないため集計していない。

出典: OECD.Stat 2016 Corporate Tax Statistics – CbCR aggregate totals by jurisdiction

日系上場企業の実効税率

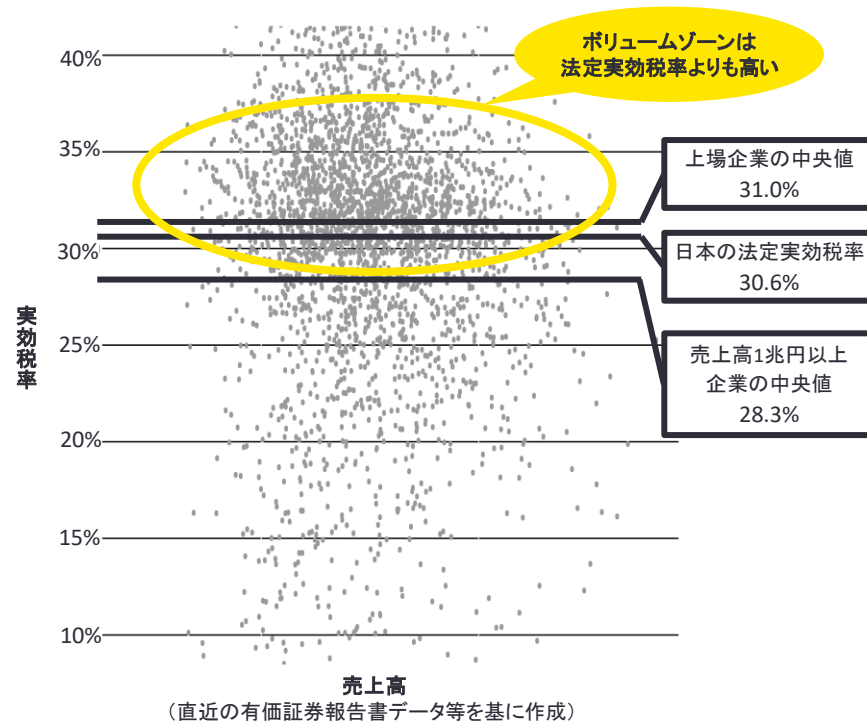


日系上場企業の実効税率は法定税率より高い傾向



日系上場企業の中でも、実効税率に大きなばらつき

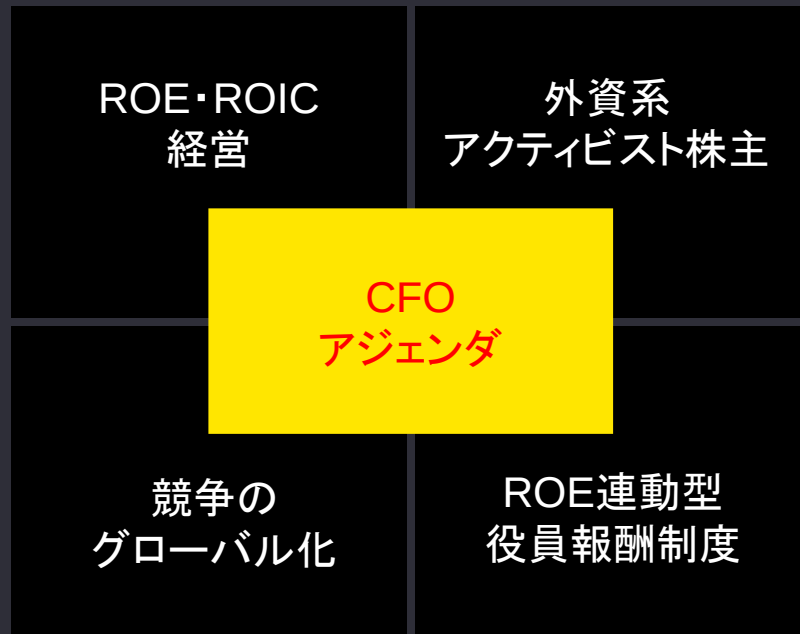
日系上場企業の実効税率散布図



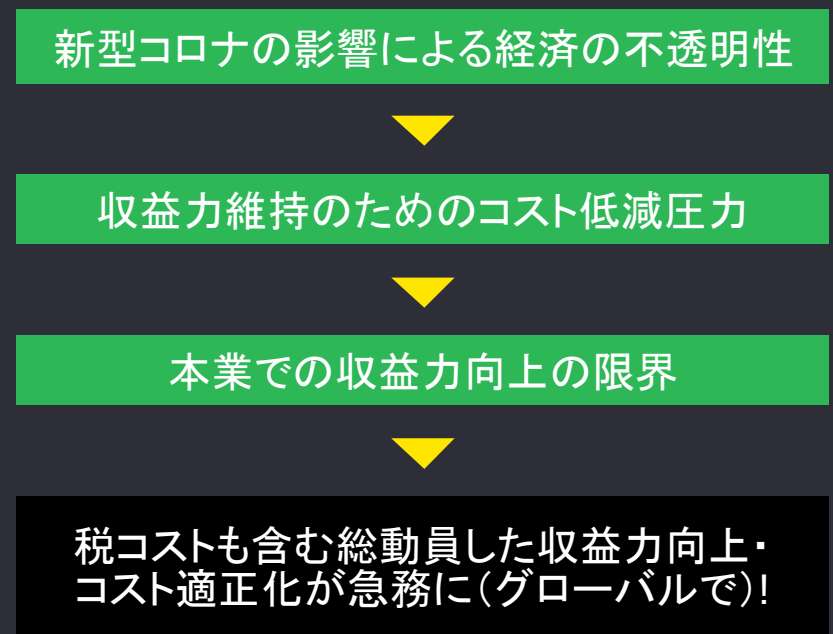
コロナ禍での
上昇圧力

税コスト削減

▶ コロナ禍前



▶ コロナ禍以後



コロナ禍以後、新型コロナウイルスの影響による経済の不透明性を踏まえて、収益力維持のため、本業だけでなく、税コストも含む手段を総動員したコスト管理に関心が高まっています。

税コスト削減

- 従来の日系多国籍企業の税務姿勢
 - 過度な節税をしないことのみをもって投資家への税務姿勢の説明とする傾向がありました。
- ポストBEPSの税務環境下における税務姿勢
 - 各国で過度な節税を防止する仕組みが導入されています。
 - 同様の税務規制の環境下において企業毎の比較が容易になっています。
 - 適切な連結実効税率マネジメントの履行が要請されてきています。

Pre-BEPS

従来の連結実効税率マネジメント

過度な節税を行わない

米国よりも低い日本の法人税率

各国で異なる税務規制

グローバルの税務環境の変化による連結実効税率マネジメントの要請



Post-BEPS

ポストBEPSの連結実効税率マネジメント

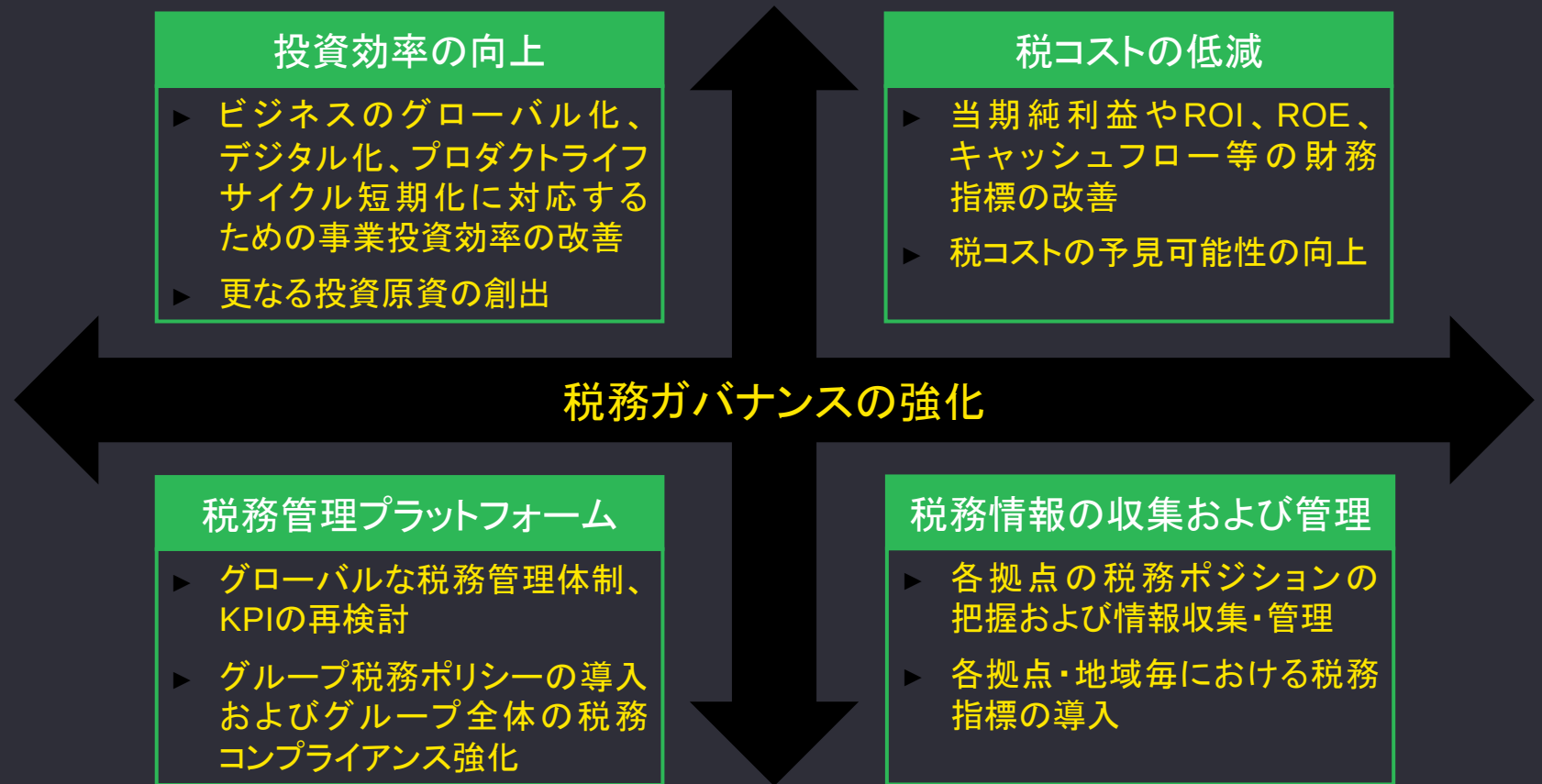
投資家からの要請

米国法人税率の大幅低減

グローバルで同様の税務規制

税務ガバナンス

税コストの削減は、単に税コストの低減や投資効率の向上だけでなく、その低減を持続的なものとするため、税務管理体制やKPIなどの税務管理に関するプラットフォームの再検討、税務情報の透明化にも関連し、グループのガバナンスの強化にも資すると考えられます。





角田 伸広

EY税理士法人(東京)
会長 兼 移転価格
パートナー

直通: +81 70 2267 3478
Email: nobuhiro.tsunoda@jp.ey.com

- 2019年7月にEY税理士法人の会長として入所。移転価格、税務ガバナンス及び税務テクノロジー等の戦略の策定や業務監督を担う。入所前は、公共および民間セクターにおいて、30年以上の実務経験を有し、日本の国税庁、財務省、国際通貨基金でそれぞれ重要な役割を務めた。
- 国税庁国際業務課長として、国税庁の国際調査、相互協議、事前確認、情報交換、FATCA及び共通報告基準等の国際課税に関する業務をリード。また、OECD租税委員会における日本税務当局の代表として、BEPS行動計画、OECD移転価格ガイドライン及びモデル租税条約等の策定に関与。
- 国税庁相互協議室長として、相互協議及び事前確認に関する交渉をリードし、25カ国との間の二重課税問題を租税条約上の権限のある当局として解決。
- 東京国税局及び大阪国税局の課税第一部長及び調査第一部長として、大都市圏の税務調査を通じた大規模納税者への税務コンプライアンス向上のための施策を指導・監督。また、東京国税局の移転価格担当課長として、移転価格調査及び事前確認手続をリード。
- 大蔵省(現財務省)企業財務課課長補佐として、国際会計基準を日本の会計システムに導入する計画を策定し、日本の企業内容開示制度の改革を実施。
- 京都大学博士(法学)、一橋大学博士(経営法)及び修士(経営学)、税理士

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、ey.com/ja_jp/people/ey-taxをご覧ください。

©2020 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp